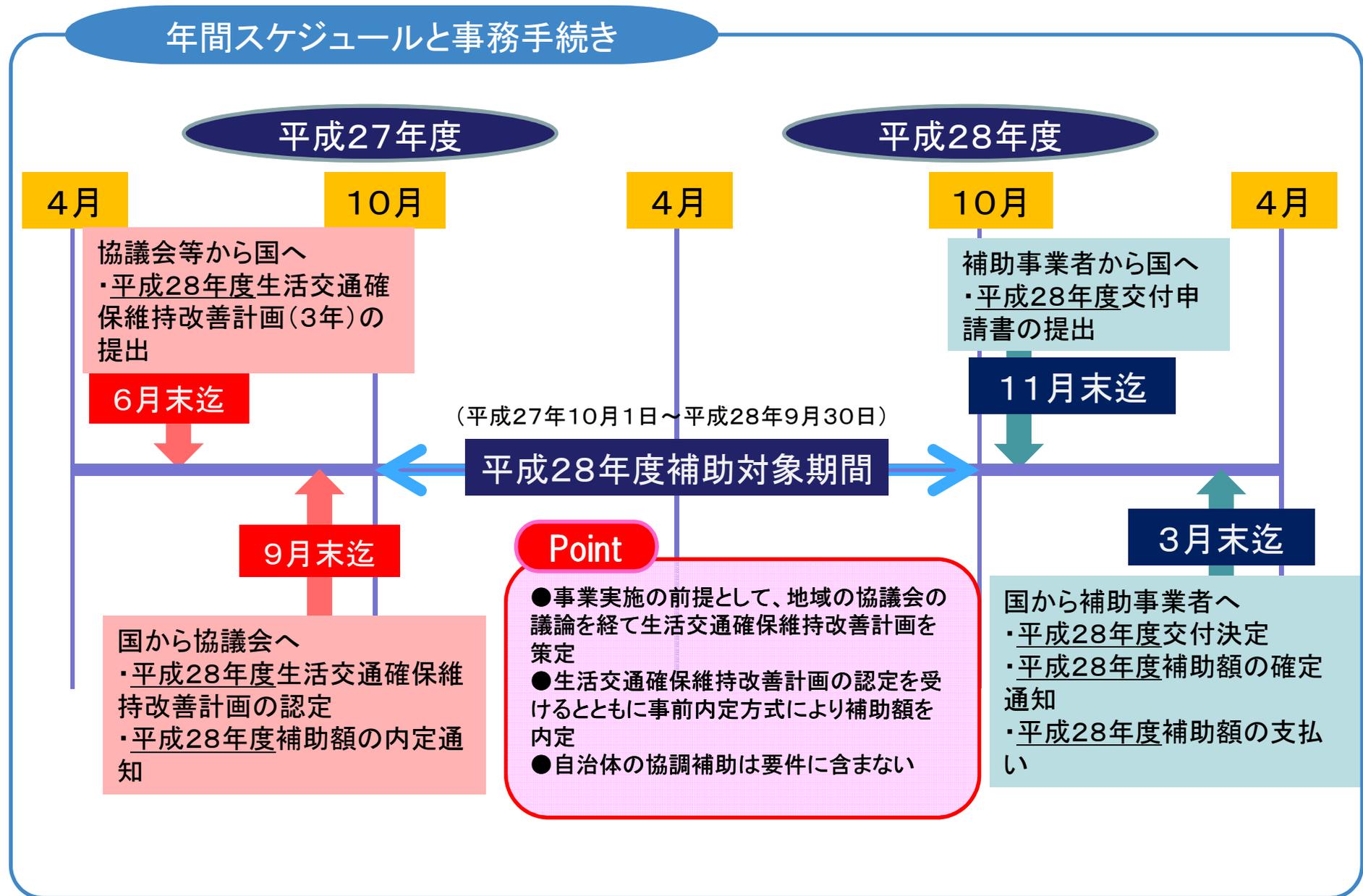


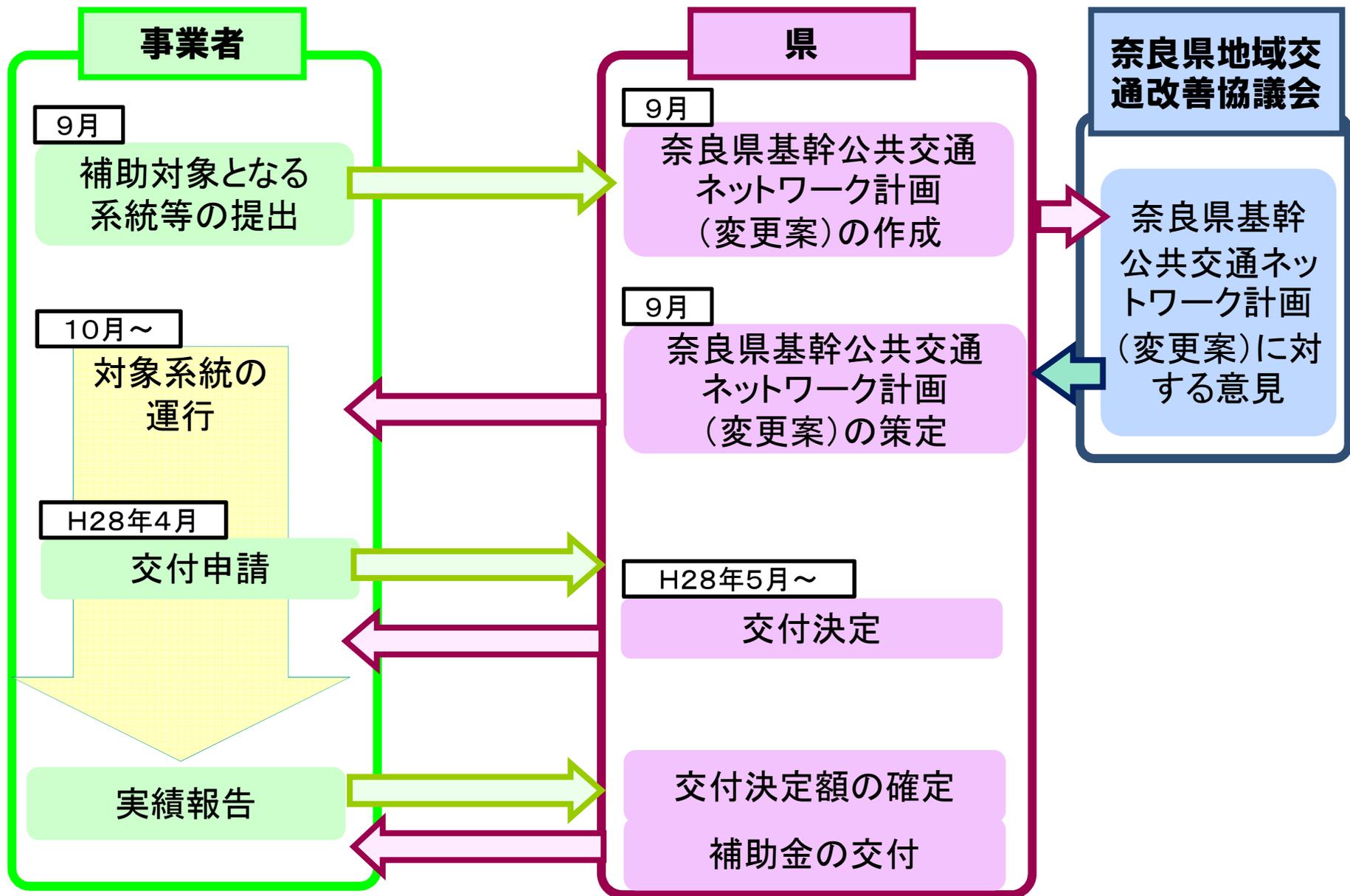
# ■ <国補助> 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の流れ （平成28年度（平成27年10月1日～平成28年9月30日運行）分）

資料5-1



# ■ <県補助> 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の流れ

(平成28年度(平成27年10月1日~平成28年9月30日運行)分)



# ■＜国補助＞確保維持改善計画の変更と地域交通改善協議会の開催 について

資料5-2

地域公共交通確保維持改善事業実施要領(平成27年4月9日)

2(1)④イ 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画(以下「陸上交通確保維持改善計画」という。)の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、**予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても**交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の**協議会の議論を経たものとして取り扱う。**

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

## 平成27補助年度まで

計画に変更が発生した場合は、都度、地域交通改善協議会幹事会において協議もしくは書面決議を実施していた。



## 平成28補助年度について

今回協議会で、「生活交通確保維持改善計画の軽微な変更については、協議会における協議を省略する」ことについて包括的に合意することで、事務手続きの簡略化を図る。  
(変更後の計画については、協議会構成員に通知し、情報共有を図る)